

令和4年度茨城地方最低賃金審議会
第一回本審議会議事録

令和4年7月1日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和4年7月1日(金) 午後1時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広
澤畑 英史
永井 教子
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局 局長 下角 圭司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 荻野 辰昭
室長補佐 中島 孝紀
賃金係長 平戸 直美

議事次第

- (1) 会長、同代理の確認について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (3) 茨城地方最低賃金審議会運営規程について
- (4) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (6) 今後の日程調整について
- (7) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から第61期第1回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日は、令和4年度最初の審議会の開催ですので、審議に入らせていただく前に、茨城労働局下角局長よりご挨拶申し上げます。

下角局長

皆様、本日は大変お忙しい中、そしてこの大変厳しい暑さの中、本年度第一回目の茨城地方最低賃金審議会にご参集賜りまして、本当にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から最低賃金行政はもとより、私ども茨城労働局の行政運営に多大なご理解、そして、ご支援を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。今年度最初の審議会でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、一昨年来、我が国の経済、社会生活に大変大きな影響を及ぼしております、新型コロナウイルス感染症ですけれども、ワクチン接種の効果であるとか、或いは感染リスクを回避した生活スタイルなどによりまして、幸いにも今年2月のピークのあと、大きな感染の拡大は生じていないということでございます。県内の感染者数、このところ200人を少し上回る程度で横ばいで推移しておりますけれども、目立った減少がないという状況です。こうした中で、各種の行動制限が徐々に緩和されておりました、コロナ前の日常生活状を少しずつ取り戻してきている。そういう中で今後、ウィズコロナ・ポストコロナの中で経済活動の活発化が期待されるという状況でございます。今日午前中に、県内の今年5月の雇用情勢を公表させていただきました。本県の有効求人倍率は、前月から0.04ポイント上昇いたしまして1.48倍でございます。全国で11番目の水準ということになっております。5月の特徴としては、宿泊・飲食サービス業の新規求人者数が前

年同期比で96.8%増と、ほぼ倍増ということになっておりまして、求人も増加傾向で推移しているということでございます。また、求職者の方々ですけれども、ハローワークの窓口の状況を聞いてみますと、コロナの時期にはちょっと様子見といったところもあったようでございますけれども、ここ1、2か月は求職者の活動も活発化してきているということでありまして、雇用情勢は持ち直しているというふうに判断をしているところでございます。

一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴って、国内では、サプライチェーンの逼迫であるとか、或いは、原油、原材料価格が高騰して、中小企業をはじめとする企業の経営を圧迫しているといったようなことが危惧されております。

それから、物価上昇による国民生活への影響も懸念されているところでございます。今後、原油、原材料価格の動向であるとか、或いは、半導体などの供給面での制約、こういったものが県内の雇用情勢にどういった影響を与えるのかということをしっかり注視をしながら必要な対策を適宜とってまいりたいというふうに考えております。

さて、昨年最低賃金の審議におきましては、先の見えないコロナ禍の状況下で、中央最低賃金審議会において時間額28円という過去最大の目安額が示される中で、大変厳しい審議ではございましたけれども、公労使委員の皆様方に真摯にご議論をいただきました結果、全会一致によりまして、目安額どおり28円の引上げという答申をいただいたところでございます。改めまして、委員の皆様方のご努力、ご苦勞いただいたことに心から敬意を表したいというふうに考えております。また、答申文に異例の付帯をいただきました件につきましては、特に中小、零細事業者の皆様が最低賃金を引上げられる環境を整えていくことが大変重要であると、そういうご趣旨を踏まえて、また、皆様方のご協力をいただきながら、業務改善助成金などの支援策の積極的な活用に取り組んでき

たところでございます。今後も、昨年12月に閣議了解されました、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組み、こういったものも踏まえながら、政府一丸となって、最低賃金、賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のための取組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きご協力の方をよろしくお願いできればと考えております。

今年度の審議につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますけれども、先月の7日に、いわゆる、骨太の方針2022、が閣議決定をされまして、最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む、とされたところでございます。これを受けて、今週の火曜日、6月28日でございますけれども、中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣から調査審議を求める旨の諮問が行われております。本審議会におかれましては、こういった状況を十分にご勘案をいただきながらご審議を賜りたいということで、本日、茨城県最低賃金額の改正諮問をさせていただきたいと考えてございます。

審議に当たって、委員の皆様方には何かとご苦勞をおかけすることと思っておりますけれども、ご尽力の程をよろしくお願い致しまして、簡単ではございますけれども、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

中島補佐

続きまして、委員の方をご紹介させていただきます。委員名簿が資料の1ページにありますので、ご覧になって下さい。公益委員の方から委員名簿順にご紹介させていただきます。

す。始めに、井出委員です。続きまして、菅野委員です。清山委員です。野村委員です。細谷委員です。

続きまして、労働者代表委員の方をご紹介します。始めに大森委員です。黒澤委員です。小坂委員です。星野委員です。宮下委員です。

続きまして、使用者代表委員の方をご紹介します。瓜田委員です。澤畑委員です。永井委員です。舟木委員です。水出委員です。

続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。荻野賃金室長です。平戸賃金係長です。私、賃金室長補佐の中島と申します。よろしくお願いいたします。

茨城地方最低賃金審議会委員の皆様の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。昨年度に続き、清山会長、井出会長代理ということで、ご確認をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員 (了承の声)

中島補佐 では、ご確認いただきましたので、これからの進行につきましては、清山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

清山会長 それでは早速、今年度の審議の方に入りたいと思います。最初に、この審議会は使用者側、労働者側の皆さんにとっても、公益委員にとっても、多くの会議の中で最もストレスの大きい会議の中に入るのではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。また、昨年度は、目安どおりとはいえ、全会一致で結審をするということについては、それぞれ思いもありましたでしょうし、労使ともに難しい判断を迫られたのだと思いますけれども、全会一致になりましたこ

とに対して、心より公益としては感謝したいと思います。ありがとうございました。今年度も恐らく厳しい審議が予想されると思っています。中賃の方でも、恐らく厳しい話し合いがなされると思います。

まず政府の方では、中賃に先立って岸田首相の下で新しい資本主義論というのが提示されて、骨太方針、それに基づくグランドデザインの実行計画、そういったものの行程表というものを出しています。その中で、最低賃金に関しては、従来の安倍政権の方針を踏襲して、できるだけ早期に1,000円以上ということがそのまま継続されています。いろいろ景気や物価、その他判断しながら、できるだけ早期に1,000円という方針は変わっていません。なぜそういうことが言われるかということ、OECDの調査などで、下位40%の所得水準の上昇と経済成長に相関があるという結果が出ていることとも関係があります。下位40%の層、最賃水準だともっと下の方になるわけなのですけれども、その所得水準をあげることが経済成長にプラスになると考えられています。政策当局としては、経済成長につなげるためにも賃金水準を上げたいということがあります。卵が先か鶏が先かという議論に近いものがある、難しいことがあるのですけれども、経済データの分析でOECD等がそのようにはっきり出してきているということもあって、各国その方針に沿った政策をやっているところがございます。そういうラインに沿っているのだと思いつつながら、今回の骨太等も読ませていただいているところです。そうは言っても議論するとなると、生計費や賃金動向や経営環境といったことも総合して勘案して決めることとなりますので、特に専門部会は大変な審議になるかなというふうに思っています。できるだけ皆さんに忌憚のない意見をいただきながらも、茨城らしく、意見はしっかり言いながらも、最終的に何とかうまくまとめられたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。

それでは、事務局の方から議題（２）につきまして取り上げるように言われております。このところ必ず議題に上っているわけなのですけれど、審議会の公開・非公開について、及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続きについてお話をしないとイケません。この件につきまして、室長の方からご説明いただくことになっております。よろしく願います。

荻野室長

それでは私の方から説明させていただきます。本来であれば、ただ今からご説明いたします、議題（２）の審議会の公開又は非公開、傍聴に関する手続きのご説明の前に、審議会の運営規程（案）について、先にご説明し、審議をいただくところがございますが、本日の第一回審議会は、公開となっている点を踏まえまして、傍聴人が今日１名ですが来ていることというような話も聞いております。入場の前に、審議会の公開・非公開、傍聴に関する手続きについてご審議をいただきたく、運営規程（案）の前の議題とさせていただいたことをご了承ください。

それでは、私の方から、審議会の公開又は非公開の決定に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続き（案）について、ご説明いたします。お手元の資料No. 3、5ページから7ページ及び資料No. 4、8ページをご覧ください。いずれも、昨年度と内容について変更はございません。ただ今、申し上げましたように、運営規程（案）については、このあと議題（３）において審議をいただくこととなりますが、過去、その年の運営規程に基づきまして、本審は原則公開ではありますが、従前から本審の採決や専門部会の金額審議については、非公開というような形を茨城はとっております。審議会、議事録の公開・非公開につきましては、会議の透明性を確保する観点から、ここ数年、会長、労使代表と協議をさせていただいているような状況もございます。また、今年の

審議会において、井出会長代理の方から、他県の審議会の公開・非公開にかかる情報収集をというようなご意見がございまして、関東の都県の状況について情報収集を行い、昨年度の第七回審議会において、私の方から、ほとんどの都県で、例年の公開・非公開の状況とは変わらず、特に本省からの指示がない限りは、公開・非公開についての審議の予定もないというようなお話ではありましたが、東京では、第1回地審の専門部会のみ公開の方向で動いていたようですが、公開に踏み切れず、今後の検討課題としている、などのご説明申したところでございます。ちなみに、金額審議となる専門部会は全国的に非公開が多いですが、茨城県が一部非公開としております本審だけを見ますと、採決も含めて全て公開にしている都県は、関東では群馬県、埼玉県、東京都で、全国的には、全て公開と一部公開は半々といったところでございます。また、昨年になりますが、5月に開催されました中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会において、昨年ということになりますが、秋以降、現状を整理した上で、公開とした場合のその範囲や、地方最低賃金審議会との関係をどう考えるかという点も踏まえまして検討していきたい、との情報があったところでございますが、中央最低賃金審議会と本省の事情もございまして、昨年の秋以降、全員協議会が開けないというような事情がございました。1年先延ばしになったということを確認しております。このような状況を踏まえまして、今年度も労使の代表と打合せをいたしました。そこで、意見集約や検討結果をお願いしましたところ、この後審議いただきます運営規程の第6条のただし書きにもございます、率直な意見の交換などが損なわれるおそれがある、などといったしまして、できれば例年どおりに開催することが望ましいというようなご意見をいただきました。その結果を清山会長にお伝えしたというような経緯がございまして、以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清山会長 ありがとうございます。それでは、ただ今事務局から説明をいただいたところですが、労側、使側からそれぞれ確認の意味も込めまして、ご意見を承りたいと思います。よろしく申し上げます。まず、大森委員お願いします。

大森委員 はい、労側の大森でございます。今室長から話がありましたように、労側としましても率直な意見交換ということを考えれば、金額審議等については非公開でお願いできればというふうに思います。よろしく申し上げます。

清山会長 それでは、水出委員お願いします。

水出委員 はい。使側も労側と一緒に、先ほど室長から説明があったように、従来どおりということをお願いしたいと思います。

清山会長 ありがとうございます。運営規程の審議につきましてはこの後になるのですが、第6条で、審議会は原則公開になっています。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開の取り扱いをしています。今事務局から説明された公開状況と、労側使側からそれぞれ率直な意見交換が損なわれるという可能性について懸念するというご意見をいただきましたので、例年どおり、本審につきましては、金額審議は除いて公開するという形にせざるを得ないかなと思っています。この件につきまして、金額審議の最後のところなのですが、基本、採決とそれぞれの労側使側と公益が最終的に審議経過を説明する部分があります。その意見交換に、率直なとか、審議が非常にやりにくいという部分というのは、挙手の部分が

一番大きいのかなと思っています。それ以外の部分は、それぞれ労側も使側も、公的にもいろんな形でご意見をおっしゃっているところでもありますし、また公益も逆に、公益見解を出したようなときには、それぞれ持ち帰ってご説明いただけるようにと思いながら、一生懸命説明しているところでもありますので、このあたりのところは、できるだけ、公開の方向に今後持っていく、例えば、シナリオの段階で、少なくとも金額の決定が終わった後で、どうしてそういうふうに決定したのかという説明の部分を傍聴人の方がいらっしゃるところで説明できるようにしてもいいかなと思ったりしているところです。つまり、金額審議の部分は非公開なのだけど、説明のところのシナリオの部分という感じですので、そのあたりは事務局とも相談しているところなのです。公開・非公開が今半々でちょうど拮抗しているのですけれど、今後公開していくという流れがありますので、対応するとき一気に大きく変わるのは、ちょっとしんどいかと思ったりもします。少しずつ、この辺だと支障がないというのを瀬踏みしながらやっていった方がソフトランディングできるとの思いも、皆さんおありだと思います。そのあたりは、労側使側にご相談しながら進めたいと思います。

原則としては、例年どおりということで、それぞれのご意見を尊重します。専門部会につきましても、金額審議という点で、他県でもほとんど非公開ですし、これはやっぱり最もセンシティブな議論をするところでもありますし、特に公労・公使協議はそうですけれども、今年も非公開というところで、よろしいかと思っています。基本、労使のご意見を踏まえまして、例年どおりの公開・非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

清山会長

ありがとうございます。それでは、本審は、原則公開、但し、金額審議は、率直な意見交換などが損なわれる懸念があることなどから、非公開にします。確認ですが、昨年同様、諮問、目安伝達、異議申出審議の本審は公開、答申本審については、専門部会報告と金額審議、採決は非公開としていましたが、専門部会報告は公開とし、金額審議と採決時には傍聴人に一時退席してもらおうというような形になるかと思いますが、よろしいでしょうか。一部非公開ということですね。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

それではここで、傍聴人の方に入室していただきます。

(傍聴人会場へ入室)

清山会長

それでは、議題(3)の運営規程について、事務局の方から説明をお願いいたします。

荻野室長

運営規程(案)について、ご説明いたします。運営規程(案)につきましても、昨年度の運営規程を一部変更しております。変更箇所については、後ほどご説明いたします。本年度、今期から委員になられた方もいらっしゃいますが、時間の関係等もございますので、要点及び審議いただきたい事項の関連のみご説明したいというように思っております。お手元の配付資料No.2、2から4ページをご覧ください。お示ししている運営規程(案)は、文字どおり審議会の議事運営に関する定めでございます。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的でございます。第2条は、会議の招集等についての規程でございます。第3条は、小委員会等の設定についての規程でございます。

第4条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できない場合は、会長に通知するとなっておりますが、事務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思っております。第5条は、会議における発言など、議事進行のルールでございます。第6条は、先ほどご審議いただきました審議会にかかる公開又は非公開についての規程です。第7条は、会議の議事録についての規程で、第1項は、議事録の作成についてです。第2項は、議事録と資料は公開するという定めですが、審議会の公開と同じ理由によりまして、非公開とすることができるという規程でございます。第3項は、非公開の場合には、議事録に代わる議事要旨を作成し公開する、としております。

ここで、冒頭申し上げましたが、第7条第1項に一部変更がございます。昨年度の審議会において、議事録の署名を廃止したところでございますが、昨年清山会長から、議事録の確認の文言を検討してほしい旨のご意見を踏まえまして、第1項は、昨年度におきましては、会議の議事については、議事録を作成するものとする、としておりましたが、今年度は、ここにも書いてございますとおり、会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする、という内容に変更いたしました。第8条以降につきましては、申し訳ございません、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくということになっております。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

清山会長

はい、ありがとうございます。議事録につきましては、もともと労側使側から1名ずつ確認していただいて署名捺印いただいていたのですけれども、コロナ禍で印鑑文化というものについての見直しがありました。それで、ちょっと文言

が変わっていたところですが、実態として確認していただくということは押さえますので、それを文言として残してもらおうというふうにしましたけれども、これでよろしいでしょうか。ご意見はございますか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、最後の附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので、令和4年7月1日と入れていただきます。(案)を削除してください。また、先ほどご説明した議事録の確認につきましては、労使双方の委員から1名ずつということで、労働者側委員は大森委員、使用者側委員は澤畑委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

清山会長 それでは、よろしく願いします。それから、運営規程第4条に、最低賃金審議会に出席できないときは会長に通知しなければならないと書いてありますが、ここは、従来から事務局に連絡をしていただいておりますので、そのようをお願いします。

続きまして、議題(4)の茨城県最低賃金の改正決定についての局長からの諮問がございました。

(局長から会長あて諮問文の手交)

清山会長 事務局より諮問文の朗読をお願いします。

平戸係長 (諮問文の朗読)

清山会長

はい、ありがとうございました。それでは、局長より諮問をいただきましたので、委員の皆様、審議の程よろしく願います。なお、諮問に関する説明が事務局よりございます。

荻野室長

諮問についてご説明いたします。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、今週6月28日に第一回本審が開催されまして、厚生労働大臣から、令和4年度の地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされました。また、当日6月28日になりますが、の本審での諮問に引き続きまして、第1回目安小委員会が開催されており、その後、今月7月12日、19日、25日、昨年状況もございまして、26日に予備日が設けられております。小委員会を重ねまして、7月27日水曜日に開催予定の中賃の本審において目安額の答申がなされる予定となっております。中賃に諮問された諮問文には、冒頭の下角局長の挨拶にもございましたが、本年6月7日に閣議決定された骨太の方針2022等に配慮した調査審議を求めています。ここで、資料No.22の後になりますが、参考資料①として、骨太の方針と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の最賃に関する部分のみ抜粋してお配りしておりますのでご参照ください。

2ページほどめくってください。下から7行目になりますが、私の方から読み上げさせていただきます。

人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金につい

て、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する、と記載されてございます。本日の局長からの諮問につきましては、新型コロナは、新規感染者は依然として高い数字を示しておりますが、最近では落ち着きをみせ、社会に定着しつつある状況であります。また、ウクライナ情勢の長期化による物価の高騰などにより、先行き不安な経済社会への影響などございます。しかし、厚生労働省関連の各種調査結果や県外、県内の経済情勢の各種指標、春闘の状況、景気動向等を総合的に勘案いたしますと一部には回復傾向がみられ、これらを総合し、労働者の賃金、物価水準等の動向に対し、その実効性の確保及び経済社会活動の正常化を進める観点を踏まえまして、また、先ほどからお話ししております中賃において、目安額の諮問が行われたということを考慮いたしまして、本年の茨城県最低賃金額の改正の調査審議が必要であるとの判断に至り、先ほど局長から諮問させていただきました。何卒、ご理解の上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。このご説明につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

委員

(意見・質問等なし)

清山会長

それでは、次の資料の説明にいきたいと思います。よろしくお願ひします。

平戸係長

それでは、私からは資料No. 5 から20までについて説明させていただきます。まず、12ページをご覧になっていただくと資料No. 5 となります。これは、内閣府が発表している月例経

済報告、令和4年6月発表分となりますが、このなかで総論は、景気は、持ち直しの動きがみられる、とされています。13ページをご覧くださいと、先月5月、月例からの主要変更点が記載されておりますので、ご確認ください。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される、としつつも、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある、との見通しが立てられています。

続いて22ページ、資料No.6をご覧ください。令和4年6月2日付け内閣府政策統括官発表による地域経済動向ですが、P26にある主要変更点を確認していただきますと、景況判断については前回3月から北関東を含め東北北海道甲信越までは持ち直しに足踏みがみられる、とされ、東海から沖縄にかけてはおおむね緩やかに持ち直している、持ち直しの動きがみられる、と判断されております。

続きまして、35ページ、資料No.7をご覧ください。これは、日本銀行水戸事務所が令和4年6月7日に発表した茨城県金融経済概況ですが、このなかで県内の景気については、新型コロナウイルス感染症の影響などから引き続き厳しい状態にあるが基調としては持ち直している、とされています。

続いては、47ページ、資料No.8をご覧ください。これは、2022年4月1日付け日本銀行水戸事務所が発表した2022年3月の企業短期経済観測調査結果、短観といわれるものですが、全産業で業況判断指数D.Iは、製造業、非製造業ともに改善しているものの、よい超幅が縮小しています。

続いて51ページ、資料No.9になります。これは、令和4年4月に水戸財務事務所が発表した茨城県の経済情勢報告になります。この中の総括判断としては前回令和4年1月から、

新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるものの、緩やかに持ち直している、とされています。

次の61ページ、資料No.10、全国中小企業動向調査結果、同じく87ページ、資料No.11、中小企業景況調査要約版、91ページ、資料No.12、中小企業動向トピックス、これらはそれぞれ日本政策金融公庫から公表されている資料となります。昨年の審議会において中小企業の状況がわかるような資料があれば良いといった意見をいただいていたことから、全国版ではありますが今回資料とさせていただきます。この中で景況等については、61ページ全国中小企業動向調査結果によると、小企業については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある、中小企業の景況については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる、とされています。次の95ページ、資料No.13につきましては県統計課から公表されております茨城県の経済動向になります。

続いて111ページへ進んでいきますと、資料No.14、茨城県各種指標になります。それから、次の112ページが資料No.15、全国各種指標というものになります。これは、当貸金室で各種データを一覧表に取りまとめたものになっております。まず、111ページの茨城県各種指標の数値では、左から2列目、鉱工業生産については前期比横ばい、右欄へ移っていただいて、消費者物価についても前年比横ばい、さらに右列に進んでいただいて、毎月勤労統計における現金給与総額、きまって支給する給与額についても横ばいとなっております。次に、112ページの全国各種指標の中で、一番左に国内総生産の推移がありますが、直近の数値では前年比からやや下回っております。続きまして、113ページ、資料No.16となります。これは、日本経済団体連合会発表の2022春季労使交渉・業種別回答一覧です。大手は総平均が2.27%、次ページの中小では総平均1.97%アップしたという結果となっております。

ります。

続きまして、115ページからになります。資料No.17となります。こちらは、日本労働組合総連合会が令和4年6月3日に発表した2022春季生活闘争第6回回答集計結果になります。賃上げにつきましては、平均賃金方式というのですが、回答額は6,049円、2.09%となっています。300人未満の中小組合では4,857円、1.97%で昨年同時期を上回っています。非正規労働者の賃上げにつきましては、加重平均で、時給は22.15円で昨年同時期を上回った結果となっております。

120ページからの最低賃金引上げの影響及び中小企業の賃上げに関する調査につきましては、日本・東京商工会議所が公表した資料であり、中小企業の最低賃金の改定に伴う様々な効果、影響等について調査した結果となっております。

次の140ページ、これは茨城労働局で発表している県内の雇用情勢の概況になります。こちらにつきましては本日令和4年5月分が公表されましたので、資料を別に配布させていただきます。添付してある資料の4月分に対し、配布させていただいた5月では、有効求人倍率が1.48倍と前月より0.04ポイント上回っており、これは全国上位11番目となっております。前月に比べ、増となった割合は多いものの、基調判断としては、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、持ち直しているものの、原材料価格の動向や供給面での制約等が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある、とされています。

続いて、156ページへ進んでいただきますと、資料No.20になります。こちらは、昨年の地域別最低賃金の改定状況を一覧表にまとめたものです。ランクごとに分けて金額の高い順に並べております。昨年の結果ということでお知らせいたします。以上で、私からの説明は終了させていただきます。

続けて、賃上げに伴う支援事業について、私の方から説明させていただきます。

まず、参考資料③業務改善助成金のご案内をご覧ください。業務改善助成金は、皆様ご承知のとおり、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業、小規模事業者を支援する助成金でございます。また、業務改善助成金は、昨年度、最賃の大幅な引上げにより、昨年8月以降、累次の拡充を行ったこともございまして、本年3月末で、特例コースと合わせまして、全国で5,010件、茨城でも100件を超える過去に例を見ない件数の申請となっております。また、本年1月31日までとされていた通常コースの申請期限の延長を重ねまして、令和4年度においても、令和3年度中に拡充しました内容を引き続き措置いたしまして、令和5年1月31日まで申請期限が延長されております。また、コロナ禍で影響を受けた事業向けに助成対象となる設備投資等の範囲を更に拡大した特例コース、通常コースの次のリーフレットになります。これにつきましては、昨年度新設され、本年1月13日から申請受付を開始されたところでございます。特例コースにつきましても、本年7月29日まで申請期限が延長されております。さらに業務改善助成金につきましては、昨年度の大幅な最賃の改定に伴いまして、また、昨年度の当県の最賃の答申におきましても、中小企業・小規模事業者への支援策を付帯事項として決議を受けたこと、また、冒頭の局長のあいさつでもございましたが、昨年12月に閣議了解によりパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組み、が示されたこともありまして、業務改善助成金につきましては、労働局を挙げて、積極的な活用勧奨の周知に取り組んでいるところでございます。委員の皆様も、関係者へのご案内の機会等がございましたら、よろしくお願いいたします。

続きまして、キャリアアップ助成金について、ご説明いた

します。参考資料④のリーフレットをご覧ください。本年4月以降の変更点の概要が記載されております、キャリアアップ助成金が変わります、というものと、キャリアアップ助成金のご案内、の2種類を添付させていただきました。キャリアアップ助成金は、昨年4月に中小企業へも適用が拡大されました。同一労働同一賃金を踏まえ、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の処遇改善を推進するとともに、企業内での正社員化などのキャリアアップを促進するための助成金です。茨城局では、コロナ前の件数は、年間700から800台の申請件数を受理しておりますが、コロナが一番影響した一昨年度は542件、昨年度は、コロナの影響もありましたが、例年の受付件数に戻しており、794件の申請件数と聞いております。

次に、参考資料⑤をご覧ください。皆様ご承知と思いますが、働き方改革関連法に伴う、働き方改革に係る全般的な支援を行います、茨城働き方改革推進支援センター、のリーフレットです。当センターは、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和など、企業の皆様からの電話相談のほか、専門家訪問による助言・提案、各種セミナーへの講師派遣などに無料で対応しております。

コロナ禍の厳しい経営状況の中、特に大きな打撃を受けている中小企業・小規模事業者に対する支援の相談等にご活用いただき、委員の皆様も関係者へのご案内の機会がございましたら、よろしく願いいたします。

その他、参考資料⑥として、茨城県のHPに掲載されております、中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック、を抜粋し添付いたしましたので、参考にしていただければと思います。

また、参考資料⑦として、厚生労働省と中小企業庁の連名で作成されております、最低賃金・賃金引上げに向けた中小

企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル、も添付させていただきましたが、この紹介マニュアルは、最新のものではございますが、今年1月に作成したもので、本年4月に内容等が一部改正されている助成金もございますので、ご了承ください。賃金引上げに関する支援で、労働局が窓口になるものと、この紹介マニュアルの4から5ページに、先ほどご説明いたしました業務改善助成金が紹介されております。7ページには、先ほどご説明いたしましたキャリアアップ助成金をご紹介しますが、このページでご説明いたしますと、対象となる方の(5)諸手当制度等共通化コースが廃止され、賞与・退職金制度導入コースが新設されており、支援内容の助成額も改正されておりますので、参考資料④のキャリアアップ助成金が変わります、というリーフレットとキャリアアップ助成金のご案内をご確認くださいようお願いいたします。また、1ページ戻っていただいて、6ページに人材確保等支援助成金のご案内がありますが、当局の職業安定部に確認しましたところ、当該助成金は、令和4年度の整備計画において、現在受付を休止しているとのことです。先ほどもご説明いたしましたが、この紹介マニュアルは、最新のものではございますが、今年1月に作成したもので、本年4月に内容等が一部改正されている助成金もございます。誠に恐縮ですが、各種助成金のご案内につきましては、当局のHPから確認できるようになっており、最新の案内がアップされておりますので、当局のHPをご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、関係団体等から、これまでにしている意見書、声明文をご報告させていただきます。本年3月17日に開催いたしました、昨年度の第九回審議会開催以降、審議会、審議会会長あてに1つの意見書と1つの声明文が提出されておりますので、ご報告させていただきます。時間の都合上、要旨、要望事項のみの説明とさせていただきます。

1つ目は、資料No.21、157ページをご覧ください。3月24日付けで、審議会会長あてに、かすみがうら市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書、が提出されております。要旨としましては、請願項目にありますように、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給1,000円以上に引上げ、時給1,500円をめざすこと。最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること、というものです。2つ目は、資料No.22、158から159ページをご覧ください。茨城県弁護士会会長様から、審議会あてに、最低賃金額の大幅な引上げを求める、とした会長声明が6月10日付けで提出されております。要旨としましては、外国では、コロナ禍で経済停滞する状況下においても、最低賃金の大幅引上げを実現しており、我が国でも2022年において大幅な引上げが必要である。最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題である。労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかとなっていることから、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。現在、国が実施している最低賃金引上げに伴い影響を受ける中小企業への支援策である業務改善助成金制度は、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援等十分な支援策を講じることが必要である。地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める、というものです。

なお、今期から委員に就任された方もおりますので、資料は用意しておりませんが、本年3月17日に開催いたしました、昨年度の第九回審議会において、ご報告いたしました、昨年の最低賃金改定後に、提出された労働団体から2件の要請書を簡単にご紹介させていただきます。

本年2月8日付けで、茨城労働局長あてに茨城ユニオン様から要請書、2月17日付けで、茨城労働局長あてに茨城県労働組合総連合様から、労働者の権利を守る立場での労働行政改善と最賃引上げ、労働行政の拡充のための人員増を求める要請書、が提出されております。茨城ユニオン様からの要請書については、金額審議を行う専門部会の完全公開など、主に審議会の運営に関する要請です。また、茨城労連様からの要請書については、最低賃金の引き上げについて、と題して、最低賃金の引上げや審議会の運営に関する要請等がございました。以上でございます。

清山会長

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただいた資料につきまして、何かご質問やご意見がございますでしょうか。大部の資料ですので、大変だとは思いますが、もし気になった点などあれば、ご発言ください。

全委員

(意見・質問等なし)

清山会長

よろしいでしょうか。それでは、配付資料についての質疑は終了としまして、議題(5)茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について入りたいと思います。事務局に説明をお願いします。

荻野室長

ご説明いたします。最低賃金法第25条2項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または、その改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会をおこななければ

ならない、と定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で、9人以内とされており、労働局長が任命いたしますが、例年、公労使各3名の委員を任命させていただいております。労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、本日これから候補者推薦の公示をいたします。推薦期間は、7月15日金曜日までの予定といたしますので、労使の団体からの推薦をよろしくお願いいたします。なお、公益代表委員は、労働局長が任命させていただきます。また、最低賃金審議会令第6条5項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。この規程の適用につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

清山会長

ありがとうございました。それでは、最低賃金の決定については、従来から専門部会の決議をもちまして本審の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項は適用せずに、本審において決めていましたが、例年どおりでよろしいでしょうか。

委員

(例年どおりの声)

清山会長

ありがとうございます。特にご意見がなければ、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しないということで決定をいたします。次に、議題(6)の今後の審議日程についてお諮りいたします。審議会等の日程をあらかじめ調整したいと思いますので、よろしく申し上げます。事務局で提案してください。

荻野室長

ご説明いたします。委員の皆様方には、開催日程の調整に当たり、大変お忙しい中、日程調整・確認表の報告、電話やメールによる調整にご協力をいただきまして、改めまして、

この場でお礼申し上げます。既に委員の皆様には、審議会開催予定の通知は差し上げておりますが、本日、資料とは別に、参考資料⑧としてお手元に開催予定表を配付させていただきましたので、ご覧ください。開催日程につきましては、例年通りの10月1日の効力発生を想定しまして、委員の皆様のご都合と定足数を念頭に置いて、出席人数の多い日で日程を組ませていただいていることにご理解をいただきたいと思っております。中賃における目安の答申予定が7月27日水曜日と、例年よりやや遅い予定となっておりますが、皆様の日程調整の結果、目安伝達のための第二回本審を8月1日月曜日10時からこの場所で開催したいと思っております。また、当日8月1日第二回本審を終了した後、第1回専門部会を引き続き開催したいと思っております。第2回専門部会は、8月2日火曜日10時から開催したいと思っております。第3回専門部会を8月5日金曜日14時30分から開催したいと思っております。その後、第3回専門部会を終了した後に、第三回本審を、専門部会の審議の時間にもよりますが、遅い時間で大変申し訳ございませんが、概ね16時30分頃から予定したいと思っております。異議申し出の審議のための第四回本審は、局長への答申後の公示期間の15日間を勘案いたしますと、異議申し出の締切日が8月22日月曜日となりますので、8月23日火曜日10時30分からを予定したいと思っております。以上、今後の審議内容にもよりますが、予定しております審議の日程とさせていただきます。なお、会場は、全てこの場所で開催したいと思っております。非常にタイトな日程で、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、ご協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

申し訳ございません。ここで、もう1つ説明させていただきます。本日、茨城県最低賃金改正の諮問をさせていただきましたが、改正にあたっては、最低賃金法第25条5項に基づき関係労使の意見を聴くことになっており、その公示を本審

議会のあとに行う予定です。意見については、文書をもって提出していただく旨の公示を行います。意見はこの場に出席を求めて聴くことも出来る、となっており、その取扱いについては審議会で決定することとなっております。意見聴取は、次回8月2日開催の第二回本審で行いたいと思っておりますが、準備の都合等もございますので、本日この審議会においてお決めいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

清山会長

ありがとうございました。まず、日程につきましてはよろしいでしょうか。

委員

(了承の声)

清山会長

続きまして、関係労使からの意見書の提出に伴って意見を述べたいというご意向がおありの場合の取り扱いについてです。例年どおり、こちらに来て話をしたいという場合には、そのように取り計らいたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

清山会長

ありがとうございます。それでは、ご希望があった時には意見陳述をしていただくことにしたいと思います。

事務局からいただいている議題につきましては、ここまですだったかと思っておりますけれども、何か追加の議題がございますか。

荻野室長

事務局より、連絡事項を申し上げます。特定最低賃金の関係になりますが、本年2月25日付けで労働者側から、特定最低賃金の改正にかかる意向表明が行われております。

特定最低賃金額の改正の申出書については、遅くとも、今月、7月中旬くらいまでに提出のほどよろしくお願いいたします。また、お願い事で恐縮ですが、県最賃の審議が終了しましたら、本年度の特定最賃の審議に移行したいと思っております。特定最賃の改正の必要性の諮問前で誠に恐縮ではございますが、委員の皆様スケジュールの確保や会場の確保など円滑な審議会運営を図る関係もございますので、近日中に、委員の皆様方に9月上旬から11月中旬に開催予定の第五回から第八回本審にかかる日程調整・確認表をメール送信させていただきたいと思っております。また、9月下旬から10月中に開催を予定しております特賃専門部会の日程調整につきましては、本審委員の皆様第五回から第八回本審の日程調整が済み次第、概ね8月下旬頃、同様に日程調整・確認表をメール送信させていただきますので、ご理解の上、ご対応をどうぞよろしくお願いいたします。以上、事務局からの事務連絡ということでよろしく申し上げます。

清山会長

はい、ありがとうございました。今後の日程調整にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日第1回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第2回茨城地方最低賃金審議会は、8月1日月曜日午前10時からこの会議室で開催しますのでご出席をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。